

令和4年度定期監査結果報告

監査基準（令和2年監査告示第2号）に準拠して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、下記のとおり提出します。

記

第1 監査の対象

1 対象事務

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事務事業

2 対象課

総務課及び環境技術課

第2 監査の主な実施内容及び着眼点

監査対象課における財務に関する事務（収入事務・支出事務・契約事務・財産管理事務等）が、法令等に従い適正に執行されていることを確認し、地方自治法第2条第14項から第16項までの趣旨にのっとり、監査基準に基づき策定した令和4年度岸和田市貝塚市清掃施設組合定期監査実施計画に定める監査の着眼点について、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

第3 監査の実施期間

令和4年8月26日から令和4年11月25日まで

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、対象課別の指摘事項については次のとおりである。

< 総務課 >

岸和田市貝塚市清掃施設組合の会計に関する事務については、岸和田市貝塚市清掃施設組合会計事務規則において、岸和田市の規程を準用すると定められているが、次の指摘事項が見受けられた。

- ① 契約の相手方から、岸和田市財務規則第 121 条に規定する契約保証金の納付があった際に交付する領収書に記載されている会計区分が、「歳入歳出外現金」であるべきところ、「一般会計」と記載されている。また、相手方に交付すべき納入通知書が組合に保管されている。
- ② 岸和田市財務規則第 92 条（出納員等の事務引継）において出納員の事務引継ぎをするときは、前任者は収入、支出、現金、証券、物品及び歳入歳出外現金に関する計算書を作成し、後任者に引き継がなければならない、引継ぎが終わったときは事務引継書を作成し、前任者及び後任者が連署し会計管理者に提出しなければならないと規定されているが、事務引継書が作成されていない。

< 環境技術課 >

指摘事項は、特になし。

第 5 意見・要望事項

指摘した事項については、その内容を十分検討し、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努め、令和 4 年 12 月 26 日までに指摘事項に対する改善の報告をされたい。